

# 大同生命健康保険組合

## 組合会議員選挙執行規程

### (この規程の目的)

第 1 条 組合会の互選議員（以下「議員」という。）の選挙に関しては、健康保険法、同法施行令及び規約に規定するもののほかはこの規程の定めるところによる。

### (総選挙の期日)

第 2 条 総選挙の期日は、議員の任期満了の日の翌日に行うものとする。但し、特別の事情がある場合には、議員の任期満了日の後 10 日以内に行うことが出来る。

2. 理事会は、選挙の期日を定め、理事長は総選挙の期日を少なくとも 10 日前に公告しなければならない。
3. 前項の規定は補欠選挙及び再選挙の場合においても同様とする。

### (選挙の公告)

第 3 条 理事長は選挙の期日前少なくとも 10 日間、投票、開票の日時及び選挙会場並びに選挙すべき互選議員の数を公告しなければならない。

2. 理事長は必要に応じて同一の選挙区内に選挙会場以外の投票所を設けたときは、前項の公告とあわせて、その投票所の位置及びその投票所において投票すべき選挙人の範囲を公告しなければならない。
3. 天災地変、その他やむを得ない事由により選挙を行うことが出来ない場合においては、前 2 項の公告はその効力を失う。
4. 天災地変、その他やむを得ない事由により第 1 項及び第 2 項によって公告した選挙会場又は投票所の位置を変更したときは、選挙の当日を除く外、理事長は直ちにその旨を公告してその選挙を行わせることが出来る。

### (立候補の届出等)

第 4 条 互選議員の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告のあった日から選挙の期日前 5 日目までに文書でその旨を選挙長に届出なければならない。

2. 前項の届出をする場合においては、被保険者である組合員 20 人以上の推せん者があることを要する。
3. 選挙長は第 1 項の届出を受理しようとする場合においては、その者の被選挙権の有無を確認し、その旨を理事長に報告しなければならない。

### (立候補届出の特例)

- 第 5 条 前条第 1 項の期間内に届出のあった議員候補者がその選挙における議員の定数を超える場合において、その期間を経過した後、議員候補者が死亡し、又は議員候補者であることを辞したときは、同条の例によって選挙の期日前 2 日目までに候補者の届出をすることが出来る。
2. 議員候補者は選挙長に届出なければ議員候補者を辞することができない。  
候補者辞退届は第 3 号様式に準じて作成せねばならない。
  3. 前条及び前項の届出があったとき、又は議員候補者の死亡を知ったときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。

### (選挙権の確認)

- 第 6 条 選挙権の確認は、被保険者等記号・番号をもって行う。
2. 選挙長又は投票管理者は選挙人の被保険者等記号・番号の呈示を求め、選挙期日前 10 日現在において被保険者資格を取得し選挙権を有していることを確認の上、選挙会場に入場せしめるものとする。

### (無投票当選)

- 第 7 条 第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定による議員候補者がその選挙における議員の定数を超えないときは投票を行わない。
2. 前項の規定によって投票を行うことを要しないときは、理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。
  3. 第 1 項の場合において選挙長は選挙の期日から 3 日以内に選挙会を開いて議員候補者を当選人と定めなければならない。

### (投票)

- 第 8 条 選挙の当日被保険者の資格を有しない者は投票することができない。
2. 選挙人は選挙の当日自ら選挙会場又は投票所に行き、自己の被保険者等記号・番号を選挙長又は立会人に呈示の上、投票しなければならない。
  3. 投票用紙は選挙の当日選挙会場又は投票所において選挙人に交付しなければならない。
  4. 投票用紙の様式は別に定める。
  5. 選挙人は選挙会場又は投票所において投票用紙に自ら議員候補者 1 人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。
  6. 選挙会場又は投票所から遠隔の地又は不便の地に勤務する選挙人は、前項の規定にかかわらず郵便で投票することが出来る。  
この場合において理事長はその選挙人の範囲を第 3 条の公告にあわせて公告しなければならない。

7. 前項の投票をする選挙人は予め選挙長から投票用紙及び投票用封筒の交付を受け、投票の用紙に自ら議員候補者1人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れ封いんし、更にこれを他の封筒に入れ封いんし、その裏面に署名し、且つ投票在中の旨を明記して投票が終了する迄に到達するように選挙長に送付しなければならない。
8. 投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。

#### (投票の終了及び投票録等)

- 第9条 選挙会場又は投票所を閉じる時刻になったときは、選挙長又は投票管理者は選挙会場又は入口を鎖し、選挙会場又は投票所にある選挙人の投票の終了をまって投票箱を閉鎖しなければならない。
2. 選挙長は前条第6項の郵便による投票を受けたときは、前項の投票箱の閉鎖に先だつて選挙立会人の面前においてその封筒を開き、直ちに投票箱に入れなければならない。
  3. 何人も投票箱の閉鎖後は投票することが出来ない。
  4. 投票管理者は、投票録に投票に関するてん末を記載し、投票立会人と共にこれに署名しなければならない。
  5. 投票管理者は投票立会人とともに投票の当日遅滞なくその投票箱、投票録を選挙長に発送しなければならない。

#### (開票日)

- 第10条 開票はすべての投票箱の送致を受けた日、又は翌日行う。

#### (開票)

- 第11条 選挙長は選挙立会人とともに投票箱を開き、各投票所の投票を共同して投票を点検しなければならない。

#### (開票の場合の投票の効力の決定)

- 第12条 投票の効力は選挙立会人の意見を聴き選挙長が決定しなければならない。その決定に当っては第13条の規定に反しない限りにおいて、その投票を有効とする。

#### (無効投票)

- 第13条 次の投票は無効とする。
1. 正規の用紙を用いないもの
  2. 増員選挙又は再選挙若しくは補欠選挙の場合、現に組合会議員の職にある者の氏名を記載したもの
  3. 一投票中に2人以上の候補者の氏名を記載したもの

4. 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
5. 被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの
6. 議員候補者でない者の氏名を記載したもの
7. 議員候補者の氏名の外、他事を記載したもの。但し、職場の地位、住居又は敬称の類を記載したものは、この限りでない
8. 郵便による投票の場合にはその投票をすることの出来る時刻に遅れて到着したものの
9. 議員候補者の氏名を自署しないもの

#### (当 選 人)

第14条 当選人を定めるに当って得票数が同じであるときは、選挙長が抽選で定める。

#### (繰 上 当 選)

第15条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなったとき、又は死亡者であったときは、当組規約第12条第1項但書の得票者で当選人とならなかった者の中から当選人を定めなければならない。

#### (当選人の報告、告示及び公告)

- 第16条 当選人が決まったときは選挙長は直ちに当選人の氏名、事業所の所属名及び得票数を理事長に報告しなければならない。
2. 前項の報告があったときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び事業所の所属名を公告しなければならない。
  3. 当選人が当選を辞退しようとするときは当選の告知を受けた日から5日以内に、その旨を理事長に申し出なければならない。

#### (当選人がない場合の報告及び公告)

- 第17条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙区の議員の定数に達しないときは、選挙長は直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。
2. 前項の報告があったときは理事長は直ちにその旨を公告しなければならない。

#### (再 選 挙)

第18条 選挙すべき議員の数に足る当選人を得ることができなかつたときは、理事長は1月以内の選挙期日を定めて公告し、その不足員数に付再選挙を行わせなければならない。

#### (互選議員の繰上補充)

第19条 互選議員に欠員を生じた場合において当組規約第12条第1項但書の規定による得票者で当選人とならなかった者があるときは選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

#### (互選議員の補欠選挙)

第20条 互選議員の欠員につき前条の規定により当選人を定めることができないときは、理事長は選挙の期日について理事会の決定をまってこれを公告し、補欠選挙を行わせなければならない。

#### (当選無効の場合)

第21条 第19条の規定は当選人の当選が無効となった場合にこれを準用する。

#### (選挙録等の保存)

第22条 選挙長は選挙事務が終わったときは直ちに選挙録及び投票録並びに投票をとりまとめ理事長に提出しなければならない。

2. 選挙録及び投票録は理事長においてその選挙にかかる議員の任期内保存しなければならない。

## 附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

この規程は、2021（令和 3）年 4月 1日から改正施行する。（第1号、第2号、第3号様式の候補者および推薦者の印を削除）

この規程は、2024（令和 6）年12月 2日から改正施行する。（保険証の廃止に伴う改正）

第1号様式

大同生命健康保険組合  
選挙長 殿

議員候補者名 \_\_\_\_\_

組合会議員候補者届

下記のとおり、別紙推薦書を添えて、 年 月 日執行の選挙について、  
議員候補の届出をします。

候補者氏名（ふりがな）	
性 別	
所属事業所名	
職場の地位	
被保険者資格取得年月日	
被保険者等記号・番号	
生年月日 満年令	
現 住 所	



第3号様式

大同生命健康保険組合  
選挙長 殿

候補者氏名 \_\_\_\_\_

候補者辞退届

年 月 日執行の健康保険組合会議員候補を辞退します。

候補者氏名	
所属事業所名	
立候補届出年月日	
事由	